

昭和音楽大学学則（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 昭和音楽大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、広く知識を授けるとともに、音楽を中心としたさまざまな領域に関する技能、理論及び応用を深く教授研究し、もって広い視野と高い識見を持つ人材育成を行い、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表）

第3条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修等を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

（学部及び学科）

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

音楽学部 音楽芸術表現学科 音楽芸術運営学科

（大学院）

第6条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規則は別に定める。

（収容定員）

第7条 各学科学生の入学定員及び収容定員は次の通りとする。

学部	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
音楽学部	音楽芸術表現学科	200	15	830
	音楽芸術運営学科	100	5	410
	計	300	20	1,240

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は4年とする。

ただし、学生は8年を超えて在学することはできない。

また、3年次編入者については、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

- 2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 3 学長は、事情により第1項に定める学期及び授業期間について変更することができる。

(休業日)

第11条 本学における休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 学園創立記念日 1月15日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季、冬季、春季休業日は学事日程により定める。
- 2 学長は事情により前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定め、または休業日の変更を行うことができる。

第4章 教育課程、履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(開設授業科目及びその単位数)

第12条 本学において開設する教養科目、外国語科目及び専門科目に関する単位数は別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第13条 本学において開設する授業科目は、これを必修、選択必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。

(履修科目の登録)

第14条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位の認定)

第15条 各授業科目を履修し、試験、その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格したものには、所定の単位を与える。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生が他の大学・短期大学及びその他の教育施設等における学修を、次条に定める既修得単位と併せて、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第59条の規定による科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科その他文部科学大臣が定める教育施設における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、

前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第18条 試験等による成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～ 0点	F

3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

4 グレードポイントアベレージ(GPA)は、前項の評価のうち、Sはグレードポイント(GP)を4、Aは3、Bは2、Cは1、Fは0とし、各科目の評価にその科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の合計単位数で除した数値で算出する。算出方法の詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(5) 卒業論文・卒業研究・卒業制作・卒業演奏等の授業科目については、学修の成果

を評価し、所定の単位を与えることができる。

(授業の方法)

- 第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
 - 4 第一項の授業を、外国において履修させることができる。第二項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 5 文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第20条 本学を卒業するためには、学生は履修要綱に定める授業科目124単位以上を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

(教育職員免許状)

- 第21条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職課程の科目と単位数は別表2のとおりとする。
- 2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部・学科		取得できる教育職員免許状の種類
音楽学部	音楽芸術表現学科	中学校教諭一種免許状（教科・音楽）
	音楽芸術運営学科	高等学校教諭一種免許状（教科・音楽）

(学芸員資格)

第22条 学芸員となる資格を得ようとする者は、第20条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法及び博物館法施行規則に定める博物館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する博物館に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(司書資格)

第23条 司書となる資格を得ようとする者は、第20条に規定する卒業要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する図書館に関する科目と単位数は別表4のとおりとする。

(卒業の認定)

第24条 本学に在学し、第20条に定める単位を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たした者に対し、学長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第25条 卒業者に学士の学位を授与する。
2 学位に関する規則は別に定める。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第28条 入学志願者は、本学所定の書類に定められた入学検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。

- 2 提出時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第29条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 この場合、退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は学長が行う。

(編入学・転入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、第7条の規定に基づき選考の上、3年次に編入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者または退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校の課程を修了し、または卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る)

- 2 前項のほか、収容定員に欠員がある場合にかぎり選考の上、相当年次に編入学、転入学を許可することがある。
- 3 前項の規定により入学を許可された者のすでに修得した授業科目及び単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。
- 4 編入学、転入学の場合に必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続き及び入学許可)

第31条 本学が行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本学の指定する書類を提出しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第32条 入学を許可された者は、連帯保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 連帯保証人は学生が在学中に本学に対し負担する次の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で連帯保証するものとする。

- (1) 学費および学費にかかる遅延損害金

- (2) 学内施設・備品、楽器、図書などに損害を与えた場合の損害賠償金
- (3) その他在学中に学生が負担するいっさいの債務
- 3 連帯保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退 学)

第33条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(休 学)

第34条 疾病その他やむをえない事情により3カ月以上就学することのできない者は、連帯保証人連署のうえ学長に休学を願い出るものとする。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第35条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

第36条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第35条に規定する休学年限を超えた者
- (3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の者

第6章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第38条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表6のとおりとする。

- 2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第39条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

- 2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相

当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第40条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

- (1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。
- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
 - (ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
 - (イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
 - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
 - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第41条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額
- (2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第7章 教職員組織

(教職員)

第42条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員を置く。

- 2 前項に定めるほかに、副学長を置くことができる。

(教職員の職務)

第43条 教職員の職務は学校教育法及びその他の法令の定めるところによる。

- 2 教職員の職務は次の各号の定めによる。
 - (1) 学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
 - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

- (4) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第8章 教授会

(教授会)

第44条 本学に重要な事項を審議するため、教授会をおく。

- 2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

(教授会の構成)

第45条 教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教授、准教授、専任講師をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第46条 教授会は、第44条2項に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 教学に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
 - (5) 教員の研究等に関する事項
 - (6) その他、学長が教授会の意見を聴くことが必要とした教育研究上の重要な事項
- 2 教授会は前項に規定するもののほか、第44条3項に基づき、次の事項を審議する。
- (1) 学生の転学、転科、休学、復学等に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導に関する事項
 - (3) 学生の賞罰に関する事項
 - (4) 除籍に関する事項
 - (5) その他、教授会で審議が必要と思われる事項

第9章 専攻科

(名 称)

第47条 本学に専攻科を設け、次の専攻をおく。

音楽専攻科

器楽専攻 声楽専攻

(目 的)

第48条 専攻科は音楽学部の基礎の上に特別の教育課程による授業を行い、その研究を指導することを目的とする。

(入学定員)

第49条 専攻科の入学定員は次のとおりとする。

音楽専攻科10名(器楽専攻6名、声楽専攻4名)

(修業年限)

第50条 専攻科の修業年限は1年とする。

ただし、学生は2年を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第51条 専攻科の教育課程は別表5のとおりとする。

(修了の要件)

第52条 専攻科を修了するためには1年以上在学し、前条に定める授業科目の中から必修、選択併せて、30単位以上を履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第53条 学生は学年の初めに、その学期間に履修しようとする科目を定めて申し出、受講登録しなければならない。

(教育職員免許状)

第54条 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で前条に規定する修業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しているものは、専攻科修了と同時に次の教職員免許状を取得することができる。

学科・専攻		取得できる教育職員免許状の種類
音楽専攻科	器楽専攻	中学校教諭専修免許状(教科・音楽)

	声楽専攻	高等学校教諭専修免許状（教科・音楽）
--	------	--------------------

（修了証書の授与）

第55条 専攻科に1年以上在学し、第52条に定める単位を修得した者に対し、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

（入学することのできる者）

第56条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

（1）音楽大学を卒業した者

（2）学校教育法施行規則第155条第1項第1号から第6号の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（入学金・授業料・施設費・その他の費用）

第57条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表7のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

（その他）

第58条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は本学則の定めるところによる。

第10章 科目等履修生、研究生、委託生及び外国人学生

（科目等履修生）

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生として履修した科目に対し、試験の結果合格したものには、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

（研究生）

第60条 特定の専門実技を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

（委託生）

第61条 官庁または公共団体から特定の授業科目について修学することを委託された者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第62条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は表彰することができる。

(罰 則)

第64条 本学の学則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第12章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第65条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第13章 研 究 所

(研 究 所)

第66条 本学に研究所をおく。

2 研究所に関し、必要な事項は別に定める。

第14章 図 書 館

(図 書 館)

第67条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第15章 研 修 所

(研 修 所)

第68条 本学に研修所をおく。

2 研修所に関し、必要な事項は別に定める。

第16章 事 務 局

(事 務 局)

第69条 本学に事務局をおく。

2 事務局の組織及び職務分掌については別に定める。

第17章 学 生 寮

(学 生 寮)

第70条 本学に学生寮をおく。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める

附 則

昭和59年4月1日施行

昭和60年4月1日施行

昭和61年4月1日施行

昭和62年4月1日施行

昭和63年4月1日施行

平成元年4月1日施行

平成2年4月1日施行

平成3年4月1日施行

平成4年4月1日施行

平成5年4月1日施行

平成6年4月1日施行

平成7年4月1日施行

ただし、平成6年度以前の入学者の授業料は、それぞれ当該入学年度の学則による。
また、第5条の規定にかかわらず、平成6年度から平成9年度までの作曲学科・器楽学科・声楽学科の収容定員は、次のとおりとする。

	作曲学科	器楽学科	声楽学科
平成6年度	55名	240名	180名
平成7年度	50名	270名	190名
平成8年度	45名	300名	200名
平成9年度	40名	315名	200名

平成8年4月1日施行

ただし、平成7年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

なお、「ヨーロッパ社会と芸術Ⅰ」及び「ヨーロッパ社会と芸術Ⅱ」については、音楽芸術運営学科を除き、平成7年度以前の入学者も履修できる。

また、別表 I の音楽芸術運営学科専攻教育科目のピアノⅡ③、ピアノⅡ④、器楽Ⅲ③、器楽Ⅲ④、声楽Ⅱ③、声楽Ⅱ④については、平成7年度以前の入学者も履修できる。

平成9年4月1日施行

ただし、平成8年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

平成10年4月1日施行

ただし、平成9年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

また、第5条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成10年度	平成11年度	平成12年度
作曲学科	40	40	40
器楽学科	335	340	340
声楽学科	205	210	210
音楽芸術運営学科	105	130	150
計	685	720	740

平成11年4月1日施行

ただし、平成10年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則によるが別表 I の授業科目のうち別に定める科目については、平成10年度以前の入学者も選択科目として履修できる。

(2) 第13条に規定する単位数は従前の学則により入学した者についても適用できる。ただし第14条第2項に規定する単位数については平成11年度の入学者から適用する。

平成12年4月1日施行

ただし、平成11年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

平成13年4月1日施行

(1) 平成12年度以前の入学者の授業料及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 教育課程については、平成10年度から平成12年度までの入学者にも適用する。平成9年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

(3) 第5条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
作曲学科	45	50	55
器楽学科	345	350	355
声楽学科	215	220	225
音楽芸術運営学科	190	210	230
計	795	830	865

平成14年4月1日施行

- (1) 平成13年度以前の入学者の学納金及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。ただし、第39条第4号については、平成13年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則による。また、平成9年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

平成15年4月1日施行

- (1) 平成14年度以前の入学者の授業料及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度の入学者及び平成9年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

平成16年4月1日施行

- (1) 平成15年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成9年度の入学者及び平成14年度から平成15年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。
- (3) 第5条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
作曲学科	70	80	90
器楽学科	370	380	390
声楽学科	230	230	230

音楽芸術運営学科	250	250	250
計	920	940	960

平成17年4月1日施行

- (1) 第6条に規定する修業年限は、平成16年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (3) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

平成18年4月1日施行

- (1) 第6条に規定する在学年限は、平成17年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成17年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
- (3) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成17年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

平成19年4月1日施行

- (1) 第6条に規定する在学年限は、平成18年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成18年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
- (3) 教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成18年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。
- (4) 第5条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
作曲学科	100	100	100
器楽学科	410	420	430
声楽学科	230	230	230
音楽芸術運営学科	290	330	370
計	1,030	1,080	1,130

平成20年4月1日施行

- (1) 第6条に規定する在学年限は、平成19年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成19年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
- (3) 教育課程については、平成11年度から平成13年度までの入学者について

は、平成13年度の学則により、平成14年度から平成19年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

- 附則1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. 第8条に規定する在学年限は、平成20年度以前の入学者にも適用する。
 3. 平成20年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 4. 教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成20年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

- 附則1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 第8条に規定する在学年限は、平成21年度以前の入学者にも適用する。
 3. 平成21年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。

- 附則1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. 第8条に規定する在学年限は、平成22年度以前の入学者にも適用する。
 3. 平成22年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。

- 附則1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 第8条に規定する在学年限は、平成23年度以前の入学者にも適用する。
 3. 平成23年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。

- 附則1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第8条に規定する在学年限は、平成24年度以前の入学者にも適用する。
 3. 平成24年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。

- 附則1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2. 平成24年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、第12条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。ただし、第22条別表3については平成24年度以降の履修者について適用し、平成23年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第23条の2については平成23年度以前の入学者にも適用する。
4. 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までは次のとおりとする。

学科名	平成29年度	平成30年度	平成31年度
音楽芸術表現学科	175	350	560
音楽芸術運営学科	410	410	410
作曲学科	75	50	25
器楽学科	340	240	120
声楽学科	180	130	65
計	1,180	1,180	1,180

- 附則 1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第 12 条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは次のとおりとする。

学科名	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
音楽芸術表現学科	175	350	560
音楽芸術運営学科	410	410	410
作曲学科	75	50	25
器楽学科	340	240	120
声楽学科	180	130	65
計	1,180	1,180	1,180

- 附則 1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第 12 条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは次のとおりとする。

学科名	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
音楽芸術表現学科	175	350	560
音楽芸術運営学科	410	410	410
作曲学科	75	50	25
器楽学科	340	240	120
声楽学科	180	130	65
計	1,180	1,180	1,180

- 附則 1. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第 12 条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 4 年度までは次のとおりとする。

学科名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
音楽芸術表現学科	760	750	760

音楽芸術運営学科	410	410	410
計	1,170	1,160	1,170

- 附則 1. この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第12条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までは次のとおりとする。

学科名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
音楽芸術表現学科	760	750	760
音楽芸術運営学科	410	410	410
計	1,170	1,160	1,170

- 附則 1. この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第12条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までは次のとおりとする。

学科名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
音楽芸術表現学科	750	760	770
音楽芸術運営学科	410	410	410
計	1,160	1,170	1,180

- 附則 1. この学則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第12条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。

- 附則 1. この学則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
 3. 教育課程については、第12条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
 4. 収容定員については、第7条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは次のとおりとする。

学科名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
音楽芸術表現学科	785	800	815
音楽芸術運営学科	410	410	410
計	1,195	1,210	1,225

(別表1)

(1) 教養科目、外国語科目

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
教 養 科 目	基礎ゼミ	2		
	哲学			2
	文学			2
	西洋文化史 I			2
	西洋文化史 II			2
	日本文化史 I			2
	日本文化史 II			2
	美術史 I			2
	美術史 II			2
	心理学			2
	心の健康			2
	教育心理学			2
	日本国憲法			2
	経済学		2	
	生活と経済		2	
	生涯学習概論 I			2
	ボランティア論			2
	演奏とからだ I		2	
	演奏とからだ II			2
	音響学			2
	ICTと音楽芸術			1
	情報機器演習 (基礎)		2	
	情報機器演習 (応用) I		2	
	情報機器演習 (応用) II		2	
	博物館概論			2
	図書館概論			2
	キャリアデザイン			1
	芸術鑑賞①			1
	芸術鑑賞②			1
	音楽活動研究①			1
	音楽活動研究②			1
	音楽活動研究③			1
	音楽活動研究④			1
	体育理論			2
	体育実技			1
	クリエイティブスタディーズ			1

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数			
		必 修	選 択 必 修	選 択	
教 養 科 目	日本語文法とコミュニケーション I			1	
	日本語文法とコミュニケーション II			1	
	日本語文法とコミュニケーション III			1	
	日本語と日本社会 I			1	
	日本語と日本社会 II			1	
	日本語と日本社会 III			1	
	実用日本語 I			1	
	実用日本語 II			1	
	日本語日本文化 I			1	
	日本語日本文化 II			1	
	日本語日本文化 III			1	
	キャリアと日本語			1	
	アカデミック・ジャパニーズ			1	
	外 国 語 科 目	基礎英語 I		2	
		基礎英語 II		2	
初級英語 I			2		
初級英語 II			2		
初級英語 III			2		
初級英語 IV			2		
初級英語 V			2		
中級英語 I			2		
中級英語 II			2		
中級英語 III			2		
中級英語 IV			2		
中級英語 V			2		
上級英語 I			2		
上級英語 II			2		
上級英語 III			2		
上級英語 IV			2		
上級英語 V			2		
基礎ドイツ語			4		
初級ドイツ語			4		
中級ドイツ語 I			2		
中級ドイツ語 II			2		
上級ドイツ語			2		
基礎イタリア語			4		
初級イタリア語			4		
中級イタリア語 I			2		
中級イタリア語 II			2		
上級イタリア語			2		
基礎フランス語		4			
初級フランス語		4			
中級フランス語		2			
上級フランス語		2			

(2) 専門科目

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学科	作曲・エレクトロニクス実技①		6	
	作曲・エレクトロニクス実技②		6	
	作曲・エレクトロニクス実技③		6	
	作曲・エレクトロニクス実技④		6	
	サウンドプロデュース①		4	
	サウンドプロデュース②		4	
	サウンドプロデュース③		4	
	サウンドプロデュース④		4	
	指揮実技①		6	
	指揮実技②		6	
	指揮実技③		6	
	指揮実技④		6	
	作曲Ⅱ①		2	
	作曲Ⅱ②		2	
	作曲Ⅱ③			2
	作曲Ⅱ④			2
	指揮演習①		2	
	指揮演習②		2	
	指揮演習③		2	
	指揮演習④		2	
	スコアリーディングⅠ①		2	
	スコアリーディングⅠ②		2	
	スコアリーディングⅡ			2
	対位法		2	
	ミュージックセオリー (初級)		2	
	ミュージックセオリー (中級)		2	
	ミュージックセオリー (上級)		2	
	オーケストレーション		4	
	作曲・編曲法Ⅰ		2	
	作曲・編曲法Ⅱ		2	
	コンピュータ音楽概論		4	
	デジタルミュージック概論		2	
	ポピュラー音楽概論		4	
	映像の音楽		2	
	サウンドデザイン演習		2	
	グラフィックデザイン演習		2	
	音楽プログラミング演習		2	
	映像制作演習		2	
	音楽プロデュース論		4	
	スタジオワークス①		4	
スタジオワークス②		4		
ソングライティング演習①		2		
ソングライティング演習②		2		
PA演習			2	
録音制作Ⅰ			2	
録音制作Ⅱ			2	
録音制作Ⅲ		2		
ピアノ実技Ⅰ①		9		
ピアノ実技Ⅰ②		9		

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学科	ピアノ実技Ⅰ③		9	
	ピアノ実技Ⅰ④		9	
	ピアノ実技Ⅱ①			6
	ピアノ実技Ⅱ②			6
	ピアノ実技Ⅱ③			6
	ピアノ実技Ⅱ④			6
	ピアノⅠ①		6	
	ピアノⅠ②		6	
	ピアノⅠ③		6	
	ピアノⅠ④		6	
	ピアノ①		4	
	ピアノ②		4	
	ピアノ③		4	
	ピアノ④			4
	ピアノⅡ①		2	
	ピアノⅡ②		2	
	ピアノⅡ③			2
	ピアノⅡ④			2
	ピアノアンサンブルⅠ①		2	
	ピアノアンサンブルⅠ②		2	
	ピアノアンサンブルⅠ③		2	
	ピアノアンサンブルⅠ④		2	
	ピアノアンサンブルⅡ①		2	
	ピアノアンサンブルⅡ②		2	
	ピアノアンサンブルⅡ③			2
	ピアノアンサンブルⅡ④			2
	アンサンブルⅠ①		2	
	アンサンブルⅠ②			2
	アンサンブルⅠ③			2
	アンサンブルⅠ④			2
	アンサンブルⅡ①			2
	アンサンブルⅡ②			2
	アンサンブルⅡ③			2
	アンサンブルⅡ④			2
	伴奏実習基礎			2
	伴奏実習①			1
	伴奏実習②			1
	伴奏実習③			1
	伴奏法Ⅱ			2
	演奏会実習		2	
演奏会実習Ⅰ		4		
演奏会実習Ⅰ①		2		
演奏会実習Ⅰ②		2		
演奏会実習Ⅱ①			4	
演奏会実習Ⅱ②			4	
演奏会実習Ⅱ③			4	
演奏会実習Ⅱ④			4	
演奏会実習Ⅲ			4	
演奏分析		2		

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学科	メディア創作基礎Ⅰ		2	
	メディア創作基礎Ⅱ		2	
	メディア創作応用Ⅰ		2	
	メディア創作応用Ⅱ		2	
	これからのピアノ表現Ⅰ		1	
	これからのピアノ表現Ⅱ		1	
	これからのピアノ表現Ⅲ		1	
	これからのピアノ表現Ⅳ		1	
	ピアノ指導法応用Ⅲ		1	
	ピアノ指導法応用Ⅳ		1	
	指導教材研究Ⅰ		2	
	指導教材研究Ⅱ		2	
	ピアノ指導法基礎Ⅰ		1	
	ピアノ指導法基礎Ⅱ		1	
	ピアノ指導法基礎Ⅲ		1	
	ピアノ指導法基礎Ⅳ		1	
	児童心理		2	
	卒業演奏		4	
	卒業研究		2	
	オルガンⅠ①		6	
	オルガンⅠ②		6	
	オルガンⅠ③		6	
	オルガンⅠ④		6	
	オルガンⅡ①			2
	オルガンⅡ②			2
	オルガンⅡ③			2
	オルガンⅡ④			2
	電子オルガンⅠ①		6	
	電子オルガンⅠ②		6	
	電子オルガンⅠ③		6	
	電子オルガンⅠ④		6	
	電子オルガンⅡ①		2	
	電子オルガンⅡ②			2
	電子オルガンⅡ③			2
	電子オルガンⅡ④			2
	電子オルガンアンサンブル①		2	
	電子オルガンアンサンブル②		2	
	電子オルガンアンサンブル③		2	
	電子オルガンアンサンブル④		2	
	電子オルガン演習①		2	
	電子オルガン演習②		2	
	電子オルガン演習③		2	
	電子オルガン演習④			2
	電子楽器研究		2	
	ピアノ指導法応用Ⅰ		1	
	ピアノ指導法応用Ⅱ		1	
	ピアノ教養特論Ⅰ		2	
	ピアノ教養特論Ⅱ		2	
	バレエ音楽演習			2

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学科	鍵盤演奏表現Ⅰ			2
	鍵盤演奏表現Ⅱ			2
	鍵盤演奏表現Ⅲ			2
	鍵盤演奏表現Ⅳ			2
	英語研修			2
	海外研修Ⅰ		4	
	海外研修Ⅱ			3
	海外研修Ⅳ			3
	海外研修Ⅴ			3
	海外研修Ⅵ			1
	海外研修Ⅶ			2
	海外研修Ⅷ			1
	海外研修Ⅸ			1
	海外研修Ⅹ			1
	海外研修Ⅺ			1
	海外研修Ⅻ			2
	海外研修ⅩⅢ			2
	海外研修ⅩⅣ			2
	器楽実技Ⅰ①		6	
	器楽実技Ⅰ②		6	
	器楽実技Ⅰ③		6	
	器楽実技Ⅰ④		6	
	器楽実技Ⅱ①			3
	器楽実技Ⅱ②			3
	器楽実技Ⅱ③			3
	器楽実技Ⅱ④			3
	器楽実技Ⅲ①			6
	器楽実技Ⅲ②			6
	器楽実技Ⅲ③			6
	器楽実技Ⅲ④			6
	器楽Ⅰ①		6	
	器楽Ⅰ②		6	
	器楽Ⅰ③		6	
	器楽Ⅰ④		6	
	器楽Ⅱ①		2	
	器楽Ⅱ②			2
	器楽Ⅱ③			2
	器楽Ⅱ④			2
	ヴァイオリンステップアップ①			2
	ヴァイオリンステップアップ②			2
	ヴァイオリンステップアップ③			2
	ヴァイオリンステップアップ④			2
	合奏Ⅰ①		4	
	合奏Ⅰ②		4	
	合奏Ⅰ③		4	
	合奏Ⅰ④		4	
	合奏Ⅱ			2
	合奏Ⅲ①			2
	合奏Ⅲ②			2

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学	合奏Ⅲ③			2
	合奏Ⅲ④			2
	合奏Ⅳ①			2
	合奏Ⅳ②			2
	合奏Ⅳ③			2
	合奏Ⅳ④			2
	室内楽Ⅰ	1		
	室内楽Ⅱ	1		
	室内楽Ⅲ	1		
	室内楽Ⅳ	1		
	室内楽Ⅴ			1
	室内楽Ⅵ			1
	室内楽演習Ⅰ			1
	室内楽演習Ⅱ			1
	コンチェルト実習	2		
	コンチェルト実習Ⅰ	2		
	コンチェルト実習Ⅱ			2
	楽器研究			2
	指揮法Ⅱ①	2		
	指揮法Ⅱ②	2		
	吹奏楽概論Ⅰ	2		
	吹奏楽概論Ⅱ	2		
	声楽Ⅰ①	6		
	声楽Ⅰ②	6		
	声楽Ⅰ③	6		
	声楽Ⅰ④	6		
	声楽Ⅱ①			2
	声楽Ⅱ②			2
	声楽Ⅱ③			2
	声楽Ⅱ④			2
	声楽アンサンブル基礎	1		
	ドイツ歌曲①	1		
	ドイツ歌曲②			1
	日本歌曲①			1
	日本歌曲②			1
	フランス歌曲①	1		
	フランス歌曲②			1
	歌うためのイタリア語	2		
	合唱①	2		
	合唱②	2		
合唱③	2			
合唱④	2			
合唱指導法①			2	
合唱指導法②			2	
合唱指導法演習			2	
オペラ演習Ⅰ①	2			
オペラ演習Ⅰ②	2			
オペラ演習Ⅰ③	4			

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学	オペラ演習Ⅰ④		2	
	オペラ演習Ⅱ			2
	オペラ公演実習	4		
	指揮法Ⅰ			2
	パフォーマンス①			1
	パフォーマンス②			1
	パフォーマンス③			1
	パフォーマンス④			1
	舞台表現演習①			1
	舞台表現演習②			1
	舞台表現演習③			1
	ジャズ実技①		6	
	ジャズ実技②		6	
	ジャズ実技③		6	
	ジャズ実技④		6	
	ジャズビッグバンド①		2	
	ジャズビッグバンド②		2	
	ジャズビッグバンド③		2	
	ジャズビッグバンド④		2	
	ジャズコンボ①		2	
	ジャズコンボ②		2	
	ジャズコンボ③		2	
	ジャズコンボ④		2	
	テクニック&パフォーマンス(ジャズ)①		2	
	テクニック&パフォーマンス(ジャズ)②		2	
	テクニック&パフォーマンス(ジャズ)③		2	
	テクニック&パフォーマンス(ジャズ)④		2	
	ジャズコンポジション①			4
	ジャズコンポジション②			4
	ポップ&ロック実技①		6	
ポップ&ロック実技②		6		
ポップ&ロック実技③		6		
ポップ&ロック実技④		6		
バンドアンサンブル①		2		
バンドアンサンブル②		2		
バンドアンサンブル③		4		
バンドアンサンブル④		4		
ポピュラー作曲・編曲法①		4		
ポピュラー作曲・編曲法②		4		
ポピュラー作曲・編曲法③		4		
ポピュラー作曲・編曲法④		4		
コンポジション&アレンジ①			4	
コンポジション&アレンジ②			4	
テクニック&パフォーマンス(ポップ&ロック)①		2		
テクニック&パフォーマンス(ポップ&ロック)②		2		
テクニック&パフォーマンス(ポップ&ロック)③		2		
テクニック&パフォーマンス(ポップ&ロック)④		2		
ポピュラー・ジャズピアノⅡ①		2		

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学	ポピュラー・ジャズピアノⅡ②		2	
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ③			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ④			2
	インストゥルメンツⅡ①		2	
	インストゥルメンツⅡ②		2	
	インストゥルメンツⅡ③			2
	インストゥルメンツⅡ④			2
	ポピュラーヴォーカルⅡ①		2	
	ポピュラーヴォーカルⅡ②		2	
	ポピュラーヴォーカルⅡ③			2
	ポピュラーヴォーカルⅡ④			2
	トラックメイキング①		4	
	トラックメイキング②			4
	ライブパフォーマンスⅠ①		1	
	ライブパフォーマンスⅠ②		1	
	ライブパフォーマンスⅡ①		1	
	ライブパフォーマンスⅡ②		1	
	コードプログレッション (ベーシック)		4	
	コードプログレッション (アドバンス)		4	
	イヤートレーニング			2
	リズムトレーニング		1	
	スタジオレコーディング①		1	
	スタジオレコーディング②		1	
	ダンス			2
	ジャズの歴史と作品		2	
	卒業ライブ		1	
	基本ソルフェージュ①		2	
	基本ソルフェージュ②		2	
	基本ソルフェージュ③		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ①		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ②		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ③		2	
	鍵盤ソルフェージュ①		2	
	鍵盤ソルフェージュ②		2	
	鍵盤ソルフェージュ③		2	
	総合ソルフェージュ①		2	
	総合ソルフェージュ②		2	
	総合ソルフェージュ③		2	
	音楽教育メソッドⅠ		1	
	音楽教育メソッドⅡ		1	
医学一般			2	
ハーモニー演習①		2		
ハーモニー演習②		2		
ハーモニー演習③			2	
音楽基礎演習			2	
西洋音楽史Ⅰ		4		
西洋音楽史Ⅱ			2	
楽式論Ⅰ		2		

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術表現学	楽式論Ⅱ		2	
	ポリフォニー演習		2	
	管弦楽概論			4
	音楽美学			4
	オペラの歴史と作品		4	
	鍵盤音楽の歴史と作品		4	
	器楽の歴史と作品		4	
	日本音楽概論Ⅰ			2
	日本音楽概論Ⅱ			2
	民族音楽概論Ⅰ			2
	民族音楽概論Ⅱ			2
	音楽情報論			4
	ミュージックビジネスと社会		2	
	ライブビジネスと社会		2	
	演劇の歴史と作品			2
	アートマネジメント概論①			2
	アートマネジメント概論②			2
	経営学Ⅰ			2
	経営学Ⅱ			2
	芸術関係法規			2
	芸術文化と社会Ⅱ			2
	芸術文化環境論			4
	文化政策論Ⅰ			2
	文化政策論Ⅱ			2
	簿記・会計入門			4
	舞台機構調整演習			2
	舞台スタッフ論①			2
	舞台スタッフ論②			2
	舞台制作概論			2
	環境音楽論Ⅰ			2
	環境音楽論Ⅱ			2
	音楽心理学			2
	音楽療法概説			2
社会福祉概論			2	
介護概論			2	
障がい児教育概論			2	
発達心理学			2	
日本古典芸能Ⅰ			1	
日本古典芸能Ⅱ			1	
日本古典芸能Ⅲ			1	
ミュージカルの歴史と作品			2	
舞踊の歴史と作品			4	
看護学演習			1	
日本伝統音楽演習(歌唱)			1	
日本伝統音楽演習(和楽器)			1	
フィールドインターンシップ①			2	
フィールドインターンシップ②			2	
アドヴァンスト・クリエイティブ・エクスプレッション		2		

学 科	授 業 科 目	単 位 数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
音 楽 芸 術 表 現 学 科	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ①		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ②		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ③		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ④		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ⑤		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ⑥		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ⑦		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅠ⑧		1	
	ヴォーカル・テクニック・メソッドⅠ①		6	
	ヴォーカル・テクニック・メソッドⅠ②		6	
	ヴォーカル・テクニック・メソッドⅠ③		6	
	ヴォーカル・テクニック・メソッドⅠ④		6	
	ことばと創作		1	
	セルフプロデュース&ビジネスⅠ		1	
	セルフプロデュース&ビジネスⅡ		1	
	セルフプロデュース&ビジネスⅢ		1	
	セルフプロデュース&ビジネスⅣ		1	
	ベーシック・クリエイティブ・エクスペリメンテーション		2	
	日本語の創作と朗読		1	
	創作表現応用Ⅰ①		1	
	創作表現応用Ⅰ②		1	
	創作表現応用Ⅱ①		1	
	創作表現応用Ⅱ②		1	
	創作表現応用Ⅲ①		1	
	創作表現応用Ⅲ②		1	
	創作表現基礎Ⅰ		1	
	創作表現基礎Ⅱ		1	
	創作表現基礎Ⅲ		1	
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ①			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ②			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ③			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ④			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ⑤			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ⑥			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ⑦			1
	ヴォーカル・エクスペリメンテーション・メソッドⅡ⑧			1
ヴォーカル・テクニック・メソッドⅡ①			6	
ヴォーカル・テクニック・メソッドⅡ②			6	
ヴォーカル・テクニック・メソッドⅡ③			6	
ヴォーカル・テクニック・メソッドⅡ④			6	

(3) 専門科目

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	アートマネジメント概論①		2	
	アートマネジメント概論②		2	
	アートマネジメント英語①		2	
	アートマネジメント英語②			2
	経営学Ⅰ		2	
	経営学Ⅱ			2
	企画制作演習Ⅰ		2	
	企画制作演習Ⅱ		2	
	企画制作演習Ⅲ			2
	芸術運営演習		2	
	芸術運営基礎演習		1	
	芸術運営実習		2	
	芸術運営論Ⅰ		2	
	芸術運営論Ⅱ		2	
	芸術関係法規		2	
	芸術文化環境論		4	
	芸術文化と社会Ⅰ		2	
	芸術文化と社会Ⅱ		2	
	文化政策論Ⅰ		2	
	文化政策論Ⅱ		2	
	メディア運営論Ⅰ		2	
	メディア運営論Ⅱ			2
	英語研修		2	
	卒業研究		2	
	卒業論文		4	
	舞台衣裳概論		2	
	舞台音響演習		2	
	舞台監督演習		2	
	舞台機構調整演習			2
	舞台芸術実習①		2	
	舞台芸術実習②		4	
	舞台芸術実習③		2	
	舞台情報処理		2	
	舞台照明演習		2	
舞台スタッフ論①		2		
舞台スタッフ論②		2		
舞台制作概論		2		
公演実習Ⅰ		6		
公演実習Ⅱ		12		
公演実習Ⅲ		3		
公演実習Ⅳ			3	
公演デザイン演習		4		
台本演習		1		
シナリオ演習		1		
演出論		4		
卒業制作作品研究		4		

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	音楽療法アンサンブルⅠ		1	
	音楽療法アンサンブルⅡ		1	
	音楽療法概説		2	
	音楽療法各論Ⅰ		2	
	音楽療法各論Ⅱ		2	
	音楽療法各論Ⅲ		2	
	音楽療法実践演習Ⅰ		1	
	音楽療法実践演習Ⅱ		1	
	音楽療法テクニックⅠ		1	
	音楽療法テクニックⅡ		1	
	音楽療法テクニックⅢ		1	
	音楽療法テクニックⅣ		1	
	音楽療法テクニックⅤ			1
	音楽療法テクニックⅥ			1
	音楽療法の理論と技法論Ⅰ		2	
	音楽療法の理論と技法論Ⅱ		2	
	障がい児教育概論		2	
	発達心理学		2	
	施設実習Ⅰ		2	
	施設実習Ⅱ		2	
	施設実習Ⅲ			2
	社会福祉概論		2	
	臨床医学各論Ⅰ		2	
	臨床医学各論Ⅱ			2
	臨床心理学Ⅰ		2	
	臨床心理学Ⅱ			2
	リズムトレーニング			1
	卒業論文(原著講読含む)		6	
	演技演習Ⅰ		2	
	演技演習Ⅱ		2	
演技基礎Ⅰ		2		
演技基礎Ⅱ		2		
演技メソッド		2		
身体表現Ⅰ		2		
身体表現Ⅱ			1	
身体表現Ⅲ			1	
クラシック・バレエ①		2		
クラシック・バレエ②		2		
クラシック・バレエ③			2	
クラシック・バレエ④			2	
ダンスⅠ①		2		
ダンスⅠ②		2		
ダンスⅠ③			2	
ダンスⅠ④			2	
ダンスⅡ			2	
ダンスⅢ			2	

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	ヴォーカル①		4	
	ヴォーカル②		4	
	ヴォーカル③		4	
	ヴォーカル④		4	
	ヴォーカル演習①		2	
	ヴォーカル演習②			2
	ヴォーカル演習③			2
	ヴォーカル実践演習			2
	タップダンス①		2	
	タップダンス②		2	
	タップダンス③			2
	タップダンス④			2
	ミュージカル・イン・イングリッシュ I		1	
	ミュージカル・イン・イングリッシュ II		1	
	ミュージカル演習 I		6	
	ミュージカル演習 II			6
	ミュージカル演習 III			6
	ミュージカル基礎		2	
	ミュージカル実習 I			1
	ミュージカル実習 II			1
	ミュージカル実習 III			1
	ミュージカル実践演習		2	
	ミュージカル卒業公演演習		6	
	ミュージカル卒業公演実習			1
	ミュージカルの歴史と作品		2	
	ミュージカルワークショップ I			2
	ミュージカルワークショップ II			2
	バレエ・クラス I ①		2	
	バレエ・クラス I ②		2	
	バレエ・クラス I ③		2	
	バレエ・クラス I ④		2	
	バレエ・クラス II ①			2
	バレエ・クラス II ②			2
	バレエ・クラス II ③			2
	バレエ・クラス II ④			2
	バレエ・クラス III ①			2
バレエ・クラス III ②			2	
バレエ・クラス III ③			2	
バレエ・クラス III ④			2	
バレエ・クラス IV ①			2	
バレエ・クラス IV ②			2	
バレエ・クラス IV ③			2	
バレエ・クラス IV ④			2	
バレエ・クラス V ①			2	
バレエ・クラス V ②			2	
バレエ・クラス V ③			2	

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	バレエ・クラス V ④			2
	バレエ演習 I ①		2	
	バレエ演習 I ②		2	
	バレエ演習 I ③		2	
	バレエ演習 I ④		2	
	バレエ演習 II ①		2	
	バレエ演習 II ②		2	
	バレエ演習 II ③		2	
	バレエ演習 II ④		2	
	バレエ演習 III ①		2	
	バレエ演習 III ②		2	
	バレエ演習 III ③		2	
	バレエ演習 III ④		2	
	バレエ演習 IV ①		2	
	バレエ演習 IV ②		2	
	バレエ演習 IV ③		2	
	バレエ演習 IV ④		2	
	バレエ演習 V ①			2
	バレエ演習 V ②			2
	バレエ演習 V ③			2
	バレエ演習 V ④			2
	バレエ音楽演習①		2	
	バレエ音楽演習②			2
	バレエ指導法演習①		2	
	バレエ指導法演習②		2	
	バレエ指導法演習③		2	
	バレエ指導法演習④			1
	ボディコンディショニング			2
	解剖学			4
	動作学			4
	舞踊史			4
	舞踊心理学			4
	振付創作法①		2	
	振付創作法②		2	
	舞台衣裳製作法			2
	運動生理学			4
栄養学演習			1	
児童心理			2	
ジャズダンス			2	
音楽教養演習 I		1		
音楽教養演習 II		2		
音楽教養演習 III		2		
音楽教養基礎		2		
音楽教養特論		2		
音楽教養表現 I			1	
音楽教養表現 II			2	

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽	楽器研究		2	
音楽	作曲家・作品研究		4	
芸術	歌うためのイタリア語		2	
芸術	音楽評論概説			4
運営	音楽と社会			2
運営	音楽と社会特論			4
学	映像制作演習			2
科	グラフィックデザイン演習			2
	ピアノ①		4	
	ピアノ②			4
	ピアノ③			4
	ピアノ④			4
	ピアノⅡ①		2	
	ピアノⅡ②			2
	ピアノⅡ③			2
	ピアノⅡ④			2
	オルガンⅡ①		2	
	オルガンⅡ②			2
	オルガンⅡ③			2
	オルガンⅡ④			2
	電子オルガン①		4	
	電子オルガン②			4
	電子オルガン③			4
	電子オルガン④			4
	電子オルガンⅡ①		2	
	電子オルガンⅡ②			2
	電子オルガンⅡ③			2
	電子オルガンⅡ④			2
	教養器楽Ⅰ①		4	
	教養器楽Ⅰ②			4
	教養器楽Ⅰ③			4
	教養器楽Ⅰ④			4
	教養器楽Ⅱ①			4
	教養器楽Ⅱ②			4
	教養器楽Ⅱ③			4
	教養器楽Ⅲ①			4
	教養器楽Ⅲ②			4
	教養器楽Ⅳ①			4
	弦管打楽器Ⅰ①		2	
	弦管打楽器Ⅰ②			2
	弦管打楽器Ⅰ③			2
	弦管打楽器Ⅰ④			2
	器楽Ⅱ①		2	
	器楽Ⅱ②			2
	器楽Ⅱ③			2
	器楽Ⅱ④			2

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽	弦管打楽器Ⅱ①			2
音楽	弦管打楽器Ⅱ②			2
芸術	弦管打楽器Ⅱ③			2
芸術	弦管打楽器Ⅲ①			2
運営	弦管打楽器Ⅲ②			2
運営	弦管打楽器Ⅳ①			2
学	声楽①		4	
科	声楽②			4
	声楽③			4
	声楽④			4
	声楽Ⅱ①		2	
	声楽Ⅱ②			2
	声楽Ⅱ③			2
	声楽Ⅱ④			2
	バレエ①		4	
	バレエ②			4
	バレエ③			4
	バレエ④			4
	バレエⅡ①		2	
	バレエⅡ②			2
	バレエⅡ③			2
	バレエⅡ④			2
	ポピュラー・ジャズ実技①		4	
	ポピュラー・ジャズ実技②			4
	ポピュラー・ジャズ実技③			4
	ポピュラー・ジャズ実技④			4
	作曲Ⅱ①		2	
	作曲Ⅱ②			2
	作曲Ⅱ③			2
	作曲Ⅱ④			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ①		2	
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ②			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ③			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ④			2
	ポピュラーヴォーカルⅡ①		2	
	ポピュラーヴォーカルⅡ②			2
	ポピュラーヴォーカルⅡ③			2
	ポピュラーヴォーカルⅡ④			2
	インストゥルメンツⅡ①		2	
	インストゥルメンツⅡ②			2
	インストゥルメンツⅡ③			2
	インストゥルメンツⅡ④			2
	鍵盤演奏表現Ⅰ		2	
	鍵盤演奏表現Ⅱ			2
	鍵盤演奏表現Ⅲ			2
	鍵盤演奏表現Ⅳ			2

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	合唱①		2	
	合唱②			2
	合唱③			2
	合唱④			2
	合奏Ⅱ			2
	合奏Ⅳ①			2
	合奏Ⅳ②			2
	合奏Ⅳ③			2
	合奏Ⅳ④			2
	ドイツ歌曲①			1
	ドイツ歌曲②			1
	日本歌曲①			1
	日本歌曲②			1
	フランス歌曲①			1
	フランス歌曲②			1
	声楽アンサンブル基礎			1
	海外研修Ⅱ			3
	海外研修Ⅳ			3
	海外研修Ⅴ			3
	基本ソルフェージュ①		2	
	基本ソルフェージュ②		2	
	基本ソルフェージュ③		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ①		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ②		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ③		2	
	鍵盤ソルフェージュ①		2	
	鍵盤ソルフェージュ②		2	
	鍵盤ソルフェージュ③		2	
	総合ソルフェージュ①		2	
	総合ソルフェージュ②		2	
	総合ソルフェージュ③		2	
	ハーモニー演習①		2	
	ハーモニー演習②			2
	ハーモニー演習③			2
	音楽基礎演習		2	
	指揮法Ⅰ			2
	コンピュータ音楽概論			4
	作曲・編曲法Ⅰ			2
	スコアリーダーディングⅡ			2
	デジタル舞台音響論			2
	ポピュラー音楽概論			4
環境音楽論Ⅰ			2	
環境音楽論Ⅱ			2	
西洋音楽史Ⅰ		4		
西洋音楽史Ⅱ			2	
楽式論Ⅰ			2	

学科	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
音楽芸術運営学科	楽式論Ⅱ			2
	ポリフォニー演習			2
	管弦楽概論			4
	伴奏法Ⅱ			2
	介護概論			2
	看護学演習			1
	音楽心理学			2
	音楽美学			4
	オペラの歴史と作品		4	
	鍵盤音楽の歴史と作品			4
	器楽の歴史と作品			4
	演劇の歴史と作品		2	
	ジャズの歴史と作品			2
	舞踊の歴史と作品		4	
	音楽情報論			4
	ミュージックビジネスと社会			2
	ライブビジネスと社会			2
	簿記・会計入門			4
	日本音楽概論Ⅰ			2
	日本音楽概論Ⅱ			2
	民族音楽概論Ⅰ			2
	民族音楽概論Ⅱ			2
	日本古典芸能Ⅰ		1	
	日本古典芸能Ⅱ			1
	日本古典芸能Ⅲ			1
	日本伝統音楽演習(歌唱)			1
	日本伝統音楽演習(和楽器)			1
	パフォーマンス①			1
	パフォーマンス②			1
	パフォーマンス③			1
	パフォーマンス④			1
インターンシップ①		2		
インターンシップ②			2	
フィールドインターンシップ①			2	
フィールドインターンシップ②			2	
バレエ作品研究			4	
バレエ卒業研究		2		
作曲①		4		
作曲②			4	
作曲③			4	
作曲④			4	
舞踊学基礎演習		2		
音楽教育メソッドⅠ			1	
音楽教育メソッドⅡ			1	
医学一般		2		

(別表2) 教職課程の科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科の指導法に関する科目	教科教育法(音楽)①	4		
	教科教育法(音楽)②	4		
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		
	教職論	2		
	教育制度論	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程編成論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法		2	注1
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2		
	学習指導論	2		
	教育とICT活用	1		
	生徒指導・進路指導論	2		
	教育相談法	2		
教育実践に関する科目	教職実践演習(中・高)	2		注2 注3
	教育実習Ⅰ		5	
	教育実習Ⅱ		3	

注1
中学校1種を取得する場合
必修・高等学校1種のみを
取得する場合選択

注2
中学校1種・高等学校1種
をあわせて取得する場合
必修

注3
高等学校1種のみを取得す
る場合必修

(別表3) 学芸員(博物館)に関する科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
学芸員 に関する 博物館 に 関 する 科 目	生涯学習概論Ⅰ	2		いずれか 選択必修
	博物館概論	2		
	博物館経営論	2		
	博物館資料論	2		
	博物館資料保存論	2		
	博物館展示論	2		
	博物館教育論	2		
	博物館情報・メディア論	2		
	博物館実習Ⅰ	2		
	博物館実習Ⅱ	1		
	文化史		4	
	美術史		4	

(別表4) 図書館に関する科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
図 書 館 に 関 する 科 目	生涯学習概論Ⅰ	2		2科目の うち1科 目を選択 必修
	図書館概論	2		
	図書館サービス概論	2		
	図書館制度・経営論	2		
	図書館情報技術論	2		
	情報サービス論	2		
	児童サービス論	2		
	図書館情報資源概論	2		
	情報資源組織論	2		
	音楽図書館サービス特論	1		
	情報資源組織演習Ⅰ	1		
	情報資源組織演習Ⅱ	1		
	情報サービス演習Ⅰ	1		
	情報サービス演習Ⅱ	1		
	図書・図書館史		1	
	図書館実習		1	

(別表5) 専攻科教育科目

科目の区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
器楽専攻	器楽実習(ピアノ)		9
	器楽実習(弦・管・打)		9
	器楽実習(オルガン)		9
	器楽実習(電子オルガン)		9
	合奏		4
	合奏Ⅲ		2
	合奏Ⅳ		2
	室内楽実習Ⅰ		1
	室内楽実習Ⅱ		1
	アンサンブル特殊研究		2
	ピアノ指導法		4
	ピアノⅡ		3
	声楽Ⅱ		3
	アンサンブル		2
	電子楽器特論		2
	電子楽器特殊研究		2
	歌曲研究Ⅰ		4
	歌曲研究Ⅱ		4
	歌曲研究Ⅲ		4
	楽曲分析	4	
	詩と音楽Ⅰ		2
	詩と音楽Ⅱ		2
	演奏解釈法		4
	西洋音楽史特論		4
	即興演奏		2
	音楽指導論講義		2
	作品研究講義Ⅰ		2
作品研究講義Ⅱ		2	
作品研究講義Ⅲ		2	
作品研究講義Ⅳ		2	
ヨーロッパ社会と芸術		3	
声楽専攻	声楽実習	6	
	歌曲研究Ⅰ	4	
	歌曲研究Ⅱ	4	
	歌曲研究Ⅲ	4	
	ピアノⅡ		3
	楽曲分析	4	
	詩と音楽Ⅰ		2
	詩と音楽Ⅱ		2
	西洋音楽史特論		4
	即興演奏		2
	ヨーロッパ社会と芸術		3

(別表6)

	金額(年額)	納入期限
入学金	200,000円	入学試験要項で指定する 当該年度の4月20日
授業料	1,390,000円	
施設費	630,000円	
注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。		
注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。 第1期 4月20日まで 第2期 9月25日まで		
注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる。		

(別表7)

	金額(年額)	納入期限
入学金	100,000円	入学試験要項で指定する
授業料	920,000円	
施設費	460,000円	
注1 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。 第1期 4月20日まで 第2期 9月25日まで		
注2 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる。		
注3 1年を超えて在学する者の納入期限は別に定める。		

昭和音楽大学大学院規則(案)

第1章 総 則

(設 置)

第1条 昭和音楽大学学則第6条の規定に基づき、昭和音楽大学大学院(以下「本大学院」という。)規則を定める。

(目 的)

第2条 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、音楽専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科及び専攻ごとに定め公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

第2章 組 織

(課 程)

第5条 本大学院における課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	修 士 課 程	博士後期課程
	専 攻 名	専 攻 名
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	音楽芸術専攻
	音楽芸術運営専攻	

2 博士後期課程音楽芸術専攻においては、音楽芸術表現領域及び音楽芸術運営領域を研究領域とする。

(収容定員)

第7条 各専攻学生の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽芸術 表現専攻	65	130	音楽芸術 専攻	4	12
	音楽芸術 運営専攻	15	30			
	計	80	160	計	4	12

(研究科委員会)

第8条 研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

(教員組織)

第9条 研究科には研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科にその授業又は研究指導を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教を置く。

第3章 教育課程及び履修方法

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 日本音楽療法学会認定音楽療法士資格に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第11条 学生は、毎学年度の当初に、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画書を所定の期日までに届出なければならない。

2 博士後期課程の学生は、毎年度末に研究進捗状況報告書を所定の期日までに届出なければならない。ただし、3年次以上の学生で学位審査に合格した年次には提出を要さないこととする。

3 学生は、第1項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第12条 本大学院が教育上有益と認めるとき、別に定める規定により、学生が他の大学院におい

て修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、次条に定める既修得単位と合わせて20単位を超えない範囲で行う。

第12条の2 本大学院が教育上有益と認めるとき、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 本大学院が教育上有益と認めるとき、他の大学院を修了または中途退学し、新たに本大学院の第1年次に入学した学生の他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後、本大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、前条に定める他の大学院等における修得単位と併せて20単位を超えない範囲で行う。
- 3 その他必要な事項については、別に定める。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

- 2 評価と評価基準は、次のとおりとする。

評価	評価基準
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
F	59点～ 0点

- 3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。
- 4 グレードポイントアベレージ(GPA)は、前項の評価のうち、Sはグレードポイント(GP)を4、Aは3、Bは2、Cは1、Fは0とし、各科目の評価にその科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の合計単位数で除した数値で算出する。算出方法の詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効

果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第15条2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(修業年限及び在学年限)

第16条 修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

- 2 修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

第4章 課程の修了要件及び試験

(課程の修了要件)

第17条 課程の修了要件は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 修士課程音楽芸術表現専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、実技修了試験に合格し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士研究(以下「修士論文等」という。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと言長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 修士課程音楽芸術運営専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと言長が認

めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- (3) 博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術表現領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究演奏または研究作品及び博士論文(以下「博士論文等」という。)の審査並びに試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (4) 博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術運営領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (5) 第1号及び第2号ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の当該博士後期課程の在学期間に関しては、修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。
- (6) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、博士後期課程に入学した者の修了要件は、3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(在学期間の短縮)

第17条の2 第13条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で第16条第1頁に定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(課程修了の認定)

第18条 課程修了の認定は、前条に定める修了要件を充足する者に対して行う。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

2 課程の修了は、学長が認定する。

(審査及び試験)

第19条 第17条に定める審査及び試験については、その専攻の教授及び関連科目担当の中から2名以上を審査員として審査を行い、その成績の報告に基づいて合格、不合格を学長が決定する。ただし、必要に応じて学長が認めた者を審査員に加えることが

できる。

(修士論文)

第20条 修士論文等は、1年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出できない。

- 2 前項の修士論文等の審査を受けようとする者は、研究科長が指定する期日までに修士論文等の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(博士論文)

第21条 博士論文は、2年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出できない。ただし、優れた業績を上げたと学長が認めた者の在学要件に関しては、第16条第3号から第6号までの各号ただし書きに規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 前項の博士論文の審査を受けようとする者は、研究科長が指定する期日までに博士論文の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(教育職員免許状)

第22条 本大学院の研究科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	取得できる教育職員免許状の種類
音楽研究科 (修士課程)	音楽芸術表現専攻	高等学校教諭専修免許状(教科・音楽)
	音楽芸術運営専攻	中学校教諭専修免許状(教科・音楽)

第5章 学 位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

- 2 本大学院の博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文等を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位に関する規則は、別に定める。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

第25条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- (2)学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5)我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7)文部科学大臣の指定した者
- (8)本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)修士の学位を有する者
- (2)外国において修士の学位を授与された者
- (3)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位を授与された者
- (4)我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位を授与された者
- (5)文部科学大臣の指定した者
- (6)本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、所定の書類に別に定められた入学検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。

(入学の許可)

第27条 入学を許可される者は、所定の選抜試験に合格した者に限る。

- 2 選抜試験については、別に定める。
- 3 本大学院で行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を

納入し、本大学院の指定する書類を提出しなければならない。

4 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第28条 入学を許可された者は、連帯保証人1名を定め、本大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

2 連帯保証人は、学生が在学中に本学に対し負担する次の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で連帯保証するものとする。

(1)学費および学費にかかる遅延損害金

(2)学内施設・備品、楽器、図書などに損害を与えた場合の損害賠償金

(3)その他在学中に学生が負担するいっさいの債務

3 連帯保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(休 学)

第29条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、連帯保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第30条 休学の期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

第31条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

(退 学)

第32条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(除 籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1)第15条に規定する在学年限を超えた者

(2)第29条に規定する休学年限を超えた者

(3)授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者

(4)死亡または行方不明の者

第7章 賞 罰

(表 彰)

第34条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

(罰 則)

第35条 本大学院の規則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第36条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表4のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第37条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第38条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

- (1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。
- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
 - (ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
 - (イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
 - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
 - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第39条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1)年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額

(2)入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第9章 雑 則

(雑 則)

第40条 この規則に定めていない事項については、昭和音楽大学学則による。

(改 廃)

第41条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学者の教育課程については、それぞれ当該入学年度の大学院規則による

また、第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度までの収容定員は次のとおりとする。

	専攻名	平成23年度	平成24年度
音楽研究科	オペラ専攻	4	—
	器楽専攻	5	—
	音楽芸術表現専攻	18	36
	音楽芸術運営専攻	9	12
	計	36	48

なお、(別表1)については、平成22年度以前の入学者について適用する。

なお、(別表2)については、平成23年度以降の入学者から適用する。

附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

また、第7条の規定にかかわらず、令和2年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和2年度
音楽研究科 (修士課程)	音楽芸術表現専攻	53
	音楽芸術運営専攻	12
	計	65

附 則 この規則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、2022(令和4)年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、2023(令和5)年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

また、第7条の規定にかかわらず、令和7年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和7年度
音楽研究科 (修士課程)	音楽芸術表現専攻	100
	音楽芸術運営専攻	21
	計	121

(別表1) 教育課程

【音楽芸術表現専攻】

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必 修	選 択	自 由
専	音楽芸術表現実技(ピアノ)①		4	
門	音楽芸術表現実技(ピアノ)②		4	
科	音楽芸術表現実技(弦管打)①		4	
目	音楽芸術表現実技(弦管打)②		4	
	音楽芸術表現実技(電子オルガン)①		4	
	音楽芸術表現実技(電子オルガン)②		4	
	音楽芸術表現実技(声楽)①		4	
	音楽芸術表現実技(声楽)②		4	
	音楽芸術表現実技(作曲)①		4	
	音楽芸術表現実技(作曲)②		4	
	音楽芸術表現実技(指揮)①		4	
	音楽芸術表現実技(指揮)②		4	
	音楽芸術表現実技(ジャズ&コンテンポラリー)①		4	
	音楽芸術表現実技(ジャズ&コンテンポラリー)②		4	
	オペラ特別演習①		4	
	オペラ特別演習②		4	
	舞台表現テクニック研究 I		1	
	舞台表現テクニック研究 II		1	
	舞台発声研究 (伊語) I		1	
	舞台発声研究 (伊語) II		1	
	声楽アンサンブル特別研究 I		2	
	声楽アンサンブル特別研究 II		2	
	オペラ台本特別研究 I		1	
	オペラ台本特別研究 II		1	
	室内楽特別演習①		2	
	室内楽特別演習②		2	
	合奏特別演習①		2	
	合奏特別演習②		2	
	指導法特別演習		2	
	オーケストラ・スタディ特別演習①		2	
	オーケストラ・スタディ特別演習②		2	
	ピアノ伴奏研究①		2	
	ピアノ伴奏研究②		2	
	楽曲分析特殊講義		4	
	ピアノ実技演習①		3	
	ピアノ実技演習②		3	
	電子音響制作特別演習		2	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必 修	選 択	自 由
専	舞台発声研究 (仏語) I		1	
門	舞台発声研究 (仏語) II		1	
科	舞台発声研究 (独語) I		1	
目	舞台発声研究 (独語) II		1	
	課題研究 I		2	
	課題研究 II		1	
	課題研究 III		1	
	歌曲特別演習①		4	
	歌曲特別演習②		4	
	電子オルガン特別講義		2	
	録音制作特別演習①		2	
	録音制作特別演習②		2	
	ジャズ&コンテンポラリーアンサンブル特別演習 I ①		2	
	ジャズ&コンテンポラリーアンサンブル特別演習 I ②		2	
	ジャズ&コンテンポラリーアンサンブル特別演習 II ①		2	
	ジャズ&コンテンポラリーアンサンブル特別演習 II ②		2	
	コンテンポラリーミュージック・スタディ特別演習①		2	
	コンテンポラリーミュージック・スタディ特別演習②		2	
	音楽文化研究 I		2	
	音楽文化研究 II		2	
	音楽文化研究 III		2	
	音楽文化研究 IV		2	

【音楽芸術表現専攻】

科目の区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通科目	学外実習研究①		1	
	学外実習研究②		1	
	ピリオド演奏研究Ⅰ		2	
	ピリオド演奏研究Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅰ		2	
	作品研究特殊講義Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅲ		2	
	作品研究特殊講義Ⅳ		2	
	西洋音楽史研究Ⅰ		2	
	西洋音楽史研究Ⅱ		2	
	西洋音楽史研究Ⅲ		2	
	西洋音楽史研究Ⅳ		2	
	西洋音楽史特殊講義	2		
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅰ		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅱ		2	
	ジャズ史特殊講義		2	
	イングリッシュ・イン・ミュージック・シーンズⅠ		1	
	イングリッシュ・イン・ミュージック・シーンズⅡ		1	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅰ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅲ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅳ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅴ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅵ		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽研究法基礎	1		
	海外特別研修①		1	
	海外特別研修②		1	
	原典講読研究Ⅰ		2	
	原典講読研究Ⅱ		2	
	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅰ		1	
	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅱ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅰ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅱ		1	
	実用日本語研究Ⅰ		1	
	実用日本語研究Ⅱ		1	
日本語日本文化研究Ⅰ		1		

科目の区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通科目	日本語日本文化研究Ⅱ		1	
	日本語日本文化研究Ⅲ		1	
	実践日本語研究Ⅰ		1	
	実践日本語研究Ⅱ		1	
	実践日本語研究Ⅲ		1	
	実践日本語研究Ⅳ		1	
	実践日本語研究Ⅴ		1	

【音楽芸術運営専攻】

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
専 門 科 目	音楽芸術運営特別演習①	4		
	音楽芸術運営特別演習②	4		
	文化政策研究 I		2	
	文化政策研究 II		2	
	音楽芸術制作研究 I		2	
	音楽芸術制作研究 II		2	
	音楽芸術環境研究 I		2	
	音楽芸術環境研究 II		2	
	音楽療法文献講読研究 I		1	
	音楽療法文献講読研究 II		1	
	音楽療法上級実習 I (総合)		2	
	音楽療法上級実習 II (障がい児)		2	
	音楽療法上級実習 III (医療)		2	
	音楽療法上級実習 IV (高齢者)		2	
	音楽療法技能特別演習 I (障がい児)		1	
	音楽療法技能特別演習 II (医療)		1	
	音楽療法技能特別演習 III (高齢者)		1	
	音楽療法技能特別演習 IV (表現技能)		1	
	音楽療法指導研究		2	
	保健医療特殊講義		2	
	高齢者福祉特殊講義		2	
	障がい児教育特殊講義		2	
	記述統計特殊講義		2	
	推測統計特殊講義		2	
	音楽実技(ピアノ) I		2	
	音楽実技(ピアノ) II		2	
	音楽実技(弦管打) I		2	
	音楽実技(弦管打) II		2	
	音楽実技(電子オルガン) I		2	
	音楽実技(電子オルガン) II		2	
	音楽実技(声楽) I		2	
	音楽実技(声楽) II		2	
	音楽と文化実技 I		2	
	音楽と文化実技 II		2	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
専 門 科 目	音楽文化研究 I		2	
	音楽文化研究 II		2	
	音楽文化研究 III		2	
	音楽文化研究 IV		2	
	音楽芸術運営基礎演習		1	

科目の区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通科目	学外実習研究①	2	1	
	学外実習研究②		1	
	ピリオド演奏研究 I		2	
	ピリオド演奏研究 II		2	
	作品研究特殊講義 I		2	
	作品研究特殊講義 II		2	
	作品研究特殊講義 III		2	
	作品研究特殊講義 IV		2	
	西洋音楽史研究 I		2	
	西洋音楽史研究 II		2	
	西洋音楽史研究 III		2	
	西洋音楽史研究 IV		2	
	西洋音楽史特殊講義		2	
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義 I		2	
	音楽芸術と社会特殊講義 II		2	
	ジャズ史特殊講義		2	
	イングリッシュ・イン・ミュージック・シーンズ I		1	
	イングリッシュ・イン・ミュージック・シーンズ II		1	
	音楽マネジメント特殊講義 I		2	
	音楽マネジメント特殊講義 II		2	
	音楽マネジメント特殊講義 III		2	
	音楽マネジメント特殊講義 IV		2	
	音楽マネジメント特殊講義 V		2	
	音楽マネジメント特殊講義 VI		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽研究法基礎		1	
	海外特別研修①		1	
	海外特別研修②		1	
原典講読研究 I	2			
原典講読研究 II	2			

科目の区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通科目	日本語文法とコミュニケーション研究 I		1	
	日本語文法とコミュニケーション研究 II		1	
	日本語と日本社会研究 I		1	
	日本語と日本社会研究 II		1	
	実用日本語研究 I		1	
	実用日本語研究 II		1	
	日本語日本文化研究 I		1	
	日本語日本文化研究 II		1	
	日本語日本文化研究 III		1	
	実践日本語研究 I		1	
	実践日本語研究 II		1	
	実践日本語研究 III		1	
	実践日本語研究 IV		1	
	実践日本語研究 V		1	

(別表2) 教育課程

【音楽芸術専攻】

科目の区分	領域	授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
必修科目	研究領域共通	博士研究指導	-		
		博士論文演習①	2		
		博士論文演習②	2		
選択必修科目	音楽芸術表現領域	博士特別表現研究①		2	
		博士特別表現研究②		2	
	音楽芸術運営領域	博士特別運営研究①		2	
		博士特別運営研究②		2	
選択科目	研究領域共通	音楽と学術研究特講		2	
		博士西洋音楽史特講 I		2	
		博士西洋音楽史特講 II		2	
		博士音楽美学特講 I		2	
		博士音楽美学特講 II		2	
		博士外国語原典研究特講 I		2	
		博士外国語原典研究特講 II		2	
		博士楽曲研究特講 I		2	
		博士楽曲研究特講 II		2	
		博士舞台芸術政策特講 I		2	
		博士舞台芸術政策特講 II		2	
		博士舞台芸術マネジメント特講 I		2	
		博士舞台芸術マネジメント特講 II		2	
		博士音楽療法特講 I		2	
		博士音楽療法特講 II		2	
		博士研究方法論特講		2	
		博士論文演習③		2	
		音楽芸術表現領域	博士特別表現研究③		2
	音楽芸術運営領域	博士特別運営研究③		2	

(別表3)

	日本音楽療法学会認定 音楽療法士資格取得開設科目	1年次 選択
音 楽 療 法	音楽療法テクニック特別演習Ⅰ	1
	音楽療法テクニック特別演習Ⅱ	1
	音楽療法実践特別演習Ⅰ	1
	音楽療法実践特別演習Ⅱ	1
	音楽療法アンサンブル特別演習Ⅰ	1
	音楽療法アンサンブル特別演習Ⅱ	1
	音楽療法概説特殊講義	2
	音楽療法の理論と技法論特殊講義Ⅰ	2
	音楽療法の理論と技法論特殊講義Ⅱ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅰ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅱ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅲ	2
	医学一般特殊講義	2
	臨床医学各論特殊講義Ⅰ	2
	臨床医学各論特殊講義Ⅱ	2
	臨床心理学特殊講義Ⅰ	2
	発達心理学特殊講義	2
	音楽心理学特殊講義	2
	音楽基礎特別演習	2
	ハーモニー特別演習①	2
楽式論特殊講義Ⅰ	2	
日本音楽概論特殊講義Ⅰ	2	
臨床心理学特殊講義Ⅱ	2	
障がい児教育概論特殊講義	2	

音 楽 療 法	社会福祉概論特殊講義	2
	介護概論特殊講義	2
	ピアノ実技演習Ⅱ①	2
	声楽実技演習Ⅱ①	2
	器楽実技演習Ⅱ①	2
	ソルフェージュ特別演習	2
	合唱特別演習①	2
	指揮法特別演習	2
	楽式論特殊講義Ⅱ	2
	日本音楽概論特殊講義Ⅱ	2
	音楽美学特殊講義	4
	作曲・編曲法特別演習Ⅰ	2
	ポリフォニー特別演習	2
	コンピュータ音楽概論特殊講義	4
	民族音楽概論特殊講義Ⅰ	2
	民族音楽概論特殊講義Ⅱ	2
	日本古典芸能特別演習Ⅰ	1
	日本古典芸能特別演習Ⅱ	1
	日本古典芸能特別演習Ⅲ	1
	音楽教育メソッド特別演習Ⅰ	1
音楽教育メソッド特別演習Ⅱ	1	
上級施設実習Ⅰ	2	
上級施設実習Ⅱ	2	

(別表4)

課 程	項 目	金 額 (年額)	納 入 期 限
修士課程	入学金	100,000円	入学試験要項で指定する
	授業料	1,200,000円	当該年度の4月20日
	施設費	420,000円	
博士後期課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する
	授業料	1,100,000円	当該年度の4月20日
	施設費	350,000円	
<p>注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。</p> <p>注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">第1期 4月20日まで</p> <p style="padding-left: 40px;">第2期 9月25日まで</p> <p>注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる</p>			

変更の事由及び時期を記載した書類

1. 変更の事由

- (1) 入学定員の変更に伴い、大学院音楽研究科 修士課程の入学定員及び収容定員を改める。(第7条)

2. 変更の時期

令和7年4月1日

昭和音楽大学大学院規則 学則変更（新旧対照表）

(旧)							(新)						
第2章 組織							第2章 組織						
(収容定員)							(収容定員)						
第7条 各専攻学生の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。							第7条 各専攻学生の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。						
研究科名	修士課程			博士後期課程			研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員		専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	35	70	音楽芸術専攻	4	12	音楽研究科	音楽芸術表現専攻	65	130	音楽芸術専攻	4	12
	音楽芸術運営専攻	6	12					音楽芸術運営専攻	15	30			
	計	41	82	計	4	12		計	80	160	計	4	12
附 則 <u>(追加)</u>							附 則 <u>この規則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。</u> <u>また、第7条の規定にかかわらず、令和7年度の収容定員は次のとおりとする。</u>						
研究科名		専攻名			令和7年度		研究科名		専攻名			令和7年度	
音楽研究科		音楽芸術表現専攻			100		音楽研究科		音楽芸術表現専攻			100	
(修士課程)		音楽芸術運営専攻			21		(修士課程)		音楽芸術運営専攻			21	
		計			121				計			121	

(旧)

別表1～3 変更なしのため、略

(別表4)

課 程	項 目	金額(年額)	納入期限
修士課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する 当該年度の4月20日
	授業料	1,150,000円	
	施設費	400,000円	
博士後期課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する 当該年度の4月20日
	授業料	1,100,000円	
	施設費	350,000円	

注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。

注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。

第1期 4月20日まで

第2期 9月25日まで

注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる

(新)

(別表4)

課 程	項 目	金額(年額)	納入期限
修士課程	入学金	100,000円	入学試験要項で指定する 当該年度の4月20日
	授業料	1,200,000円	
	施設費	420,000円	
博士後期課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する 当該年度の4月20日
	授業料	1,100,000円	
	施設費	350,000円	

注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。

注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。

第1期 4月20日まで

第2期 9月25日まで

注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる